鳥取市理容師法施行条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第８１号

鳥取市理容師法施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、理容師法（昭和２２年法律第２３４号。以下「法」という。）及び理容師法施行令（昭和２８年政令第２３２号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（理容所以外の場所において業を行うことができる場合）

第２条　政令第４条第３号の条例で定める場合は、出張して業を行う必要がある場合（出張して業を行うことを常態とする場合を除く。）とする。

（出張理容の届出等）

第３条　出張理容（反復継続して理容所以外の場所において理容の業を行うことをいう。以下同じ。）については、それが行われる日の７日前までに、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者が、規則で定めるところにより、そのために使用する設備及び用具を管理する場所その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

⑴　市内の理容所に所属する理容師が当該理容所の業務として行う出張理容（以下「理容所出張理容」という。）　当該理容所の開設者

⑵　理容所出張理容以外の出張理容　出張理容を行う理容師

２　前項の届出をした者は、出張理容を行うために使用する設備、用具等について市長の検査を受け、それらが法第９条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。

３　法第１１条第１項の届出と理容所出張理容に係る第１項の届出とが同時に行われたときは、それらの届出に係る法第１１条の２の検査及び確認並びに前項の検査及び確認も、原則として同時に行うものとする。

４　第１項の届出をした者は、当該届出に係る事項に変更を生じたとき、又は出張理容をやめたとき（第１項各号のいずれかに掲げる出張理容をやめて同項の他の号に掲げる出張理容のみを行うこととしたときを含む。以下同じ。）は、当該変更を生じ、又は出張理容をやめた日から７日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（出張理容の確認証）

第４条　市長は、前条第２項の確認をしたときは、当該確認を受けた者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。この場合において、当該確認が理容所出張理容に係るものであるときは、それを行う理容師の数の当該書面を交付するものとする。

２　出張理容を行う理容師は、前項の規定により交付された書面を、それを行う際に客に提示しなければならない。

（出張理容の立入検査）

第５条　市長は、必要があると認めるときは、当該職員に、出張理容を行う理容師がそのために使用する設備、用具等を管理する場所、出張理容を行う場所等に立ち入り、法第９条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（理容を行う場合の衛生措置）

第６条　法第９条第３号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

⑴　作業中は、専用の作業衣を着用すること。

⑵　客１人ごとの作業前には、手指を消毒薬で消毒し、又はせっけんで洗浄すること。

⑶　出張理容を行う場合にあっては、前２号に掲げるもののほか、次に掲げるところによること。

ア　作業は、採光、照明及び換気が十分に行われ、かつ、床等が不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水等が浸透しないものをいう。）で築造されている場所又は不浸透性のシート等で覆われている場所で行うこと。

イ　理容器具その他の理容用資器材は、消毒済のものと使用済のものとを区分し、衛生的かつ安全に収納して携行すること。

ウ　外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生資材を携行すること。

（理容所の確認証）

第７条　市長は、法第１１条の２の確認をしたときは、当該理容所の開設者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

２　理容所の開設者は、前項の規定により交付された書面を、当該理容所に所属する理容師の理容師免許証又は理容師免許証明書の写しとともに、当該理容所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

（理容所の衛生措置）

第８条　法第１２条第４号の条例で定める衛生上必要な措置は、外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えておくこととする。

（確認証の再交付等）

第９条　第４条第１項又は第７条第１項に規定する書面（以下「確認証」という。）の交付を受けた者は、当該確認証を亡失し、又は汚損したときは、その再交付を受けなければならない。

２　理容所出張理容に係る確認証の交付を受けた者は、それを行う理容師を増員したときは、増員した理容師の数の確認証の追加交付を受け、減員したときは、減員した理容師の数の確認証を市長に返納しなければならない。

３　確認証の交付を受けた者は、確認証の記載事項に変更が生じたときは、その書換交付を受けることができる。

４　確認証の交付を受けた者は、出張理容をやめたとき、又は理容所を廃止したときは、確認証を市長に返納しなければならない。

（手数料の徴収）

第１０条　次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

⑴　法第１１条の２の規定による検査　１件につき１６，０００円

⑵　第３条第２項の規定による検査（同条第３項の規定により前号に掲げる検査と同時に行われるものを除く。）　１件につき１３，２００円

⑶　前条第１項の規定による確認証の再交付、同条第２項の規定による追加交付又は同条第３項の規定による書換交付　１件につき１，７００円

（手数料の減免）

第１１条　市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

（規則への委任）

第１２条　この条例に定めるもののほか、法、政令及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第１３条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

⑴　第３条第１項又は第４項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

⑵　第５条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に鳥取県理容師法施行条例（平成１２年鳥取県条例第１８号）の規定に基づき行った処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。